

## 須原終末処理場水位計点検業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

### 1 業務目的

本業務は、須原終末処理場にて各水位計による適正な水位情報の収集を目的とし、その性能維持のため当該機器の点検業務を行うものとする。

### 2 業務内容

番 号：下委単 R5-11

業 務 名：須原終末処理場水位計点検業務委託

履行期間：90 日間

履行地点：魚沼市 須原 地内（別添位置図のとおり）

### 3 対象機器

(1)汚水ポンプ井水位計：JTL221-10T-G00W10E15-XX0

(2)No.2 汚泥貯留槽水位計：JTL221-10T-G00W10E15-XX0

※上記(1),(2)の交換部品（ダイヤフラム、シリコンオイル、Oリング、ナベコネジ）一式を含めること。

### 4 業務項目

#### ・各水位計の保守点検

各水位計点検時、観測水位値と実測水位値の比較をした結果を作業報告書に記入すること。相違がある場合は、実測水位値に合わせるよう補正值の変更を行い、その値も記入すること。

### 5 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

## 6 安全管理

- (1)受注者は、作業にあたって作業員などに危険がないよう万全の安全対策を実施すること。
- (2)作業場所の周囲や、水道施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3)作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全靴などを着用し、安全対策に講じること。
- (4)作業に使用する機器は事前に安全点検を行うこと。
- (5)作業中及び移動中に事故が起きた場合は、必要な応急の対応を行うと共に、直ちに発注者に連絡、報告を行うこと。

## 7 作業写真

作業前後の状況が分かるデータ（写真など）を提出すること。また、撮影に関しては、以下の項目を明示すること。

- (1)業務名
- (2)撮影場所
- (3)撮影日

## 8 業務の完了

点検終了後、速やかに点検結果に関する報告書及び完了届を提出し、検査に合格した時をもって業務の完了とする。

## 9 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。